

総会決議

日本学術会議（以下、学術会議）第二五期の活動が開始されるにあたり、学術会議が日本学術会議法の規定に従って内閣総理大臣に推薦した会員候補一〇五名のうち、日本近代史に優れた研究業績を有する歴史学者一名を含む六名の候補の任命を、菅首相は拒否した。

本日、歴史科学協議会二〇二〇年度総会に集った我々は、菅首相によるこの任命拒否を、日本学術会議法（以下、法）に違背する行為であり、同時に、日本国憲法第二三条において保障された「学問の自由」を侵害する重大な問題と考える。

すなわち、今回の任命拒否は、法に関する従来の国会での答弁の趣旨を踏みにじるものであり、如何に政府当局者が詭弁を弄しようと、法の趣旨に違反するものであることは明らかである。法第七条2に「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」とあり、第十七条に「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」とあり、学術会議の会員の任命にあたっては、何よりも学術会議の「推薦に基づいて」行われなければならない、内閣総理大臣の任命は形式的なものであることは明らかである。この点、一九八三年五月一二日の参議院文教委員会における中曽根康弘総理大臣（当時）の「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」との発言からも裏づけられる。

あわせて、菅首相が、六名の研究者の任命を拒否した理由を、「総合的、俯瞰的」などという空虚な文言を弄して、敢えて明言しないことも看過できない。任命を拒否された六名の研究者は、いずれも批判的精神を根幹に有しなければ成り立たない人文社会科学分野の研究者であり、安部政権時代、安全保障関連法制、特定秘密保護法、いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法等に反対の意思を表明している。もはや、今回の任命拒否の狙いが、政府の政策に異議を唱える研究者を学術会議から排除し、学術会議を政府の「御用機関」に墮せしめようとするところにあることは明らかである。これは、法の第三条において、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図り」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」職務を「独立」して行うと定められた学術会議に対する不当な介入行為であり、日本国憲法第二三条で保障される「学問の自由」を侵すものに他ならない。

今回の事態は、歴史学を専攻する私たちにとっては、久米邦武事件や津田左右吉事件など、歴史学の学術研究の成果に加えられたかつての弾圧を想起させるものでもある。思想信条の自由や学問の自由が保障されている日本国憲法のもとで強行された今回の蛮行を、私たちは到底容認することができない。

菅首相は、自らの愚行を深く反省し、一日も早くその非を認め、六名の研究者を学術会議会員に任命すべきである。

右、決議する。

二〇二〇年一月二八日

歴史科学協議会二〇二一年度総会